

## <家事事件の申立てをした方へ>

「非開示の希望に関する申出書」及び「連絡先等の届出書」については以下の事項をお読みいただき、「連絡先等の届出書」は申立書とともに必ず、「非開示の希望に関する申出書」は必要に応じて提出してください。ご協力をよろしくお願いします。

### 1 非開示の希望に関する申出書について

裁判所に提出する書類等のうち、相手方等に知られたくない情報があり、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分はマスキング（黒塗り等）をして提出することになります（例えば、源泉徴収票に記載された住所等を相手方に知られたくない場合には、当該住所等の部分を黒塗りするなどが考えられます。）。ただし、マスキング処理をすることができない書面については、この「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、この申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。

この申出書を付けて提出された書面について、他方当事者から、閲覧・謄写（コピー）の申請がされた場合には、裁判官が、同申出書に記載されている理由や開示によって円滑な話し合いを妨げるおそれがないか等の事情を考慮して、申請を許可するかどうか判断することになります。そのため、この申出書が付けられている書面であっても、閲覧謄写が許可される可能性があります。この申出書が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うこととなりますので、ご留意ください。

なお、「連絡先等の届出書」に記載した住所等について非開示を希望する場合には、2をお読みください。

### 2 連絡先等の届出書について

今後、裁判所があなた宛に書類を送付したり、連絡をする際の、「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」を教えていただく必要があります。そこで、「連絡先等の届出書」に、上記の事項を記載して、申立書とともに裁判所に提出してください（郵送でも、持参していただいても構いません。）。申立書に記載した住所を送付場所として希望される場合であっても、この届出書を必ず提出してください。

なお、「連絡先等の届出書」に記載した内容について、相手方に非開示を希望する場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、この届出書の上にステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。その場合、この届出書は、原則として、相手方に開示することはしない取扱いになっています。